

特定非営利活動法人ふるさと案内・かも定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ふるさと案内・かもという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府木津川市加茂町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自然と共に歴史遺産の数多く残る加茂の魅力を町内外の人々や子供たちに伝えるとともに、環境保全活動、地域の民話・昔話の収集及び保存、地域の特産品の普及を行うことにより、加茂の自然・歴史遺産を活かしたまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 加茂及び周辺地域の史跡、文化財等の案内事業
 - ② 加茂の観光についての情報提供事業
 - ③ 加茂に伝わる民話・昔話を集め、残す事業
 - ④ 加茂の特産品の販売事業
 - ⑤ 加茂の自然・文化財環境の保全整備事業
 - ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業
 - (2) その他の事業
 - ① 木津川市加茂青少年センターの管理業務事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金、会費は、返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条 削除

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を会長、1人以上を副会長、1人を会計理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長並びに副会長及び会計理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 会長は会計理事を兼ねることはできない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 会計理事は、この法人の会計運営を総括する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、1年とするが、再任を妨げない。ただし、会長としての任期は連続3年を超えてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は会長が任免する。

3 事務局長その他の職員の職務及び報酬に関する事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条 第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条 第 2 項 第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条 第 2 項 第 1 号 及び 第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条 第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条 第 2 項、次条 第 1 項 第 2 号 及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 資産の管理の方法

(4) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(5) 事務局の組織及び運営に関する事項

(6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。

(3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条 第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長若しくは副会長がこれに当たる。

(議決)

- 第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条 第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項 第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条 各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第 46 条 削除

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条 第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項 第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条 第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長 西村 正子

副会長 柳 紀

理事 田中 勝男

同 町田 佐智子

同 藤村 富美子

同 牧野 喜久子

同 川地 晴夫

同 尾崎 知永子

同 阪口 賀世

同 渡邊 紀子

同 中村 禎夫

同 浦本 幹男

同 樫森 達子

監事 田中 勝一

同 門脇 史郎

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年 4 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

6.この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

①正会員 年会費 2000 円

②特別会員 年会費 2000 円

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

令和 7 年度の事業計画書

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人 ふるさと案内・かも

1 事業実施の方針

令和 7 年度は、特定非営利活動として、個別依頼のガイド活動、ふるさと散歩、市内小中学校生徒への郷土学習などのガイド活動や、加茂にある史跡地での環境整備活動を継続して行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
① 加茂及び周辺地域の史跡、文化財等の案内事業	・ 個別依頼ガイド ・ ふるさと散歩ガイド ・ 秘仏公開 ・ 地元小中学生ガイド	(A) 通年 (B) 加茂及び周辺地域 (C) 20 人	(D) 不特定多数 (E) 約 1500 人	413 千円
② 加茂の観光についての情報提供事業	・ 加茂駅観光案内所運営 ・ ホームページ ・ 広報きづがわ ・ 京都新聞 朝日新聞	(A) 通年 (B) 加茂駅 (C) 不特定多数	(D) 不特定多数 (E) 不特定多数	100 千円
③ 加茂に伝わる民話・昔話を集め、残す事業	実施予定なし			
④ 加茂の特産品の販売事業	実施予定なし			
⑤ 加茂の自然・文化財環境の保全整備事業	環境保全と環境整備	(A) 通年 (B) 加茂地域 (C) 42 人	(D) 不特定多数 (E) 不特定多数	310 千円
⑥ その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業	旧燈明寺及びその収蔵物の管理	(A) 通年 (B) 旧燈明寺 (C) 20 人	(D) 不特定多数 (E) 不特定多数	20 千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
① 木津川市 加茂青少年セ ンターの管理 業務事業	木津川市加茂青少年センター を管理する	(A) 通年 (B) 木津川市加茂青少年センター (C) 20人	300千円

令和 8 年度の事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人 ふるさと案内・かも

1 事業実施の方針

令和 8 年度は、特定非営利活動として、個別依頼のガイド活動、ふるさと散歩、市内小中学校生徒への郷土学習などのガイド活動や、加茂にある史跡地での環境整備活動を継続して行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
①加茂及び周辺 地域の史跡、文 化財等の案内 事業	・個別依頼ガイド ・ふるさと散歩ガイド ・秘仏公開 ・地元小中学生ガイド	(A)通年 (B)加茂及び周辺 地域 (C)20人	(D)不特定多数 (E)約1500 人	230千円
②加茂の観光に ついての情報 提供事業	・加茂駅観光案内所運営 ・ホームページ ・広報きづがわ ・京都新聞 朝日新聞	(A)通年 (B)加茂駅 (C)不特定多数	(D)不特定多数 (E)不特定多数	100千円
③加茂に伝わる 民話・昔話を集 め、残す事業	実施予定なし			
④ 加茂の特産品 の販売事業	実施予定なし			
⑤ 加茂の自然・ 文化財環境の 保全整備事業	環境保全と環境整備	(A)通年 (B)加茂地域 (C)42人	(D)不特定多数 (E)不特定多数	266千円
⑥ その他この法 人の目的を達 成するために 必要と認めら れる事業	旧燈明寺及びその収蔵物 の管理	(A)通年 (B)旧燈明寺 (C)20人	(D)不特定多数 (E)不特定多数	20千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
② 木津川市 加茂青少年セ ンターの管理 業務事業	木津川市加茂青少年センター を管理する	(A) 通年 (B) 木津川市加茂青少年センター (C) 20人	300千円

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人ふるさと案内・かも
(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	44,000	0	44,000
賛助会員受取会費	0	0	0
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	0
3. 事業収益			
史跡、文化財案内事業収益	380,000	0	380,000
観光情報提供事業収益	200,000	0	200,000
自然・文化財環境の保全事業集積	320,000	0	320,000
その他本法人の目的達成に必要な事業の収益	100,000	0	100,000
青少年センター管理業務事業収益		830,000	830,000
4. その他収益			
受取利息	0	0	0
補助金・雑収益	64,100	0	64,100
経常収益計	1,108,100	830,000	1,938,100
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
講師謝礼	120,000	0	120,000
役員報酬・謝礼	0	0	0
給料手当・謝礼	250,000	300,000	550,000
臨時雇賃金(草刈り等)	190,000	0	190,000
法定福利費	20,000	0	20,000
人件費計	580,000	300,000	880,000
(2) その他経費			
講座等運営経費	28,200	0	28,200
ガイド準備・実施経費	80,000	0	80,000
環境整備経費(人件費以外)	120,000	0	120,000
保険費	15,000	0	15,000
雑費	20,000	0	20,000
その他経費計	263,200	0	263,200
事業費計	843,200	300,000	1,143,200
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬・謝礼	170,000	0	170,000
給料手当・謝礼	0	0	0
人件費計	170,000	0	170,000
(2) その他経費			
会議・研修会等運営/参加費	105,000	0	105,000
通信運搬費	110,000	0	110,000
雑費(コピー・パソコン・消耗品等)	235,000	0	235,000
その他経費計	450,000	0	450,000
管理費計	620,000	0	620,000
経常費用計	1,463,200	300,000	1,763,200
当期経常増減額	△ 355,100	530,000	174,900
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
2. 過年度損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 固定資産除却損	0	0	0
2. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	530,000	△ 530,000	0
当期正味財産増減額	174,900	0	174,900
前期繰越正味財産額	663,999	0	663,999
次期繰越正味財産額	838,899	0	838,899

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ふるさと案内・かも

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	44,000	0	44,000
賛助会員受取会費	0	0	0
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	0
3. 事業収益			
史跡・文化財案内事業収益	380,000	0	380,000
観光情報提供事業収益	200,000	0	200,000
自然・文化財環境の保全事業収益	320,000	0	320,000
その他本法人の目的達成に必要な事業の収益	100,000	0	100,000
青少年センター管理業務事業収益	0	480,000	480,000
4. その他収益			
受取利息	0	0	0
補助金・雑収益	0	0	0
経常収益計	1,044,000	480,000	1,524,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
講師謝礼	20,000	0	20,000
役員報酬・謝礼	0	0	0
給料手当・謝礼	250,000	300,000	550,000
臨時雇賃金(草刈り等)	190,000	0	190,000
法定福利費	20,000	0	20,000
人件費計	480,000	300,000	780,000
(2)その他経費			
講座等運営経費	0	0	0
ガイド準備・実施経費	22,000	0	22,000
環境整備経費(人件費以外)	76,000	0	76,000
保険費	16,000	0	16,000
雑費	22,000	0	22,000
その他経費計	136,000	0	136,000
事業費計	616,000	300,000	916,000
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬・謝礼	170,000	0	170,000
給料手当・謝礼	0	0	0
人件費計	170,000	0	170,000
(2)その他経費			
会議・研修会等運営/参加費	113,400	0	113,400
通信運搬費	118,800	0	118,800
雑費(コピー・パソコン・消耗品等)	253,800	0	253,800
その他経費計	486,000	0	486,000
管理費計	656,000	0	656,000
経常費用計	1,272,000	300,000	1,572,000
当期経常増減額	△ 228,000	180,000	△ 48,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
2. 過年度損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 固定資産除却損	0	0	0
2. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	180,000	△ 180,000	0
当期正味財産増減額	△ 48,000	0	△ 48,000
前期繰越正味財産額	838,899	0	838,899
次期繰越正味財産額	790,899	0	790,899